

# 火災予防対策について

社会福祉施設等における火災発生時の対応

甲府地区消防本部 査察課

社会福祉施設等は、他の建物と比べ、体の不自由な方が利用される場合が多く、職員の数も限られている場合が多いと思います。

このような施設において、火災が発生した場合、限られた職員で、「通報」「消火」「避難」といった必要な行動を全て行わなければなりません。

万が一、皆様が働く施設で火災が発生した場合、その被害を最小限に抑えるためにも、火災が発生した場合の対応の流れを理解しておくことが重要になります。

# 火災発生時の対応の流れ

## ①火災の覚知

目視や自動火災報知設備で覚知します。



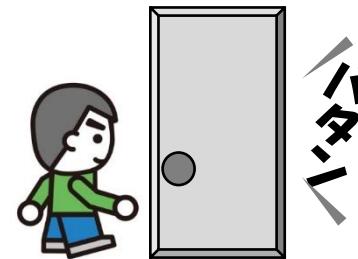
## ③初期消火

消火器や屋内消火栓設備で消火します。



## ⑤安全防護

防火戸（鉄製の扉）等を閉めます。



※②～⑤は必ずしもこの順番である必要はありませんが、②は優先してください。

## ②消防機関へ通報

電話や火災通報装置で通報します。



## ④避難誘導

入所者等を介助し避難します。



## ⑥消防隊へ情報提供

消防隊が到着したら、逃げ遅れの有無等を伝えます。

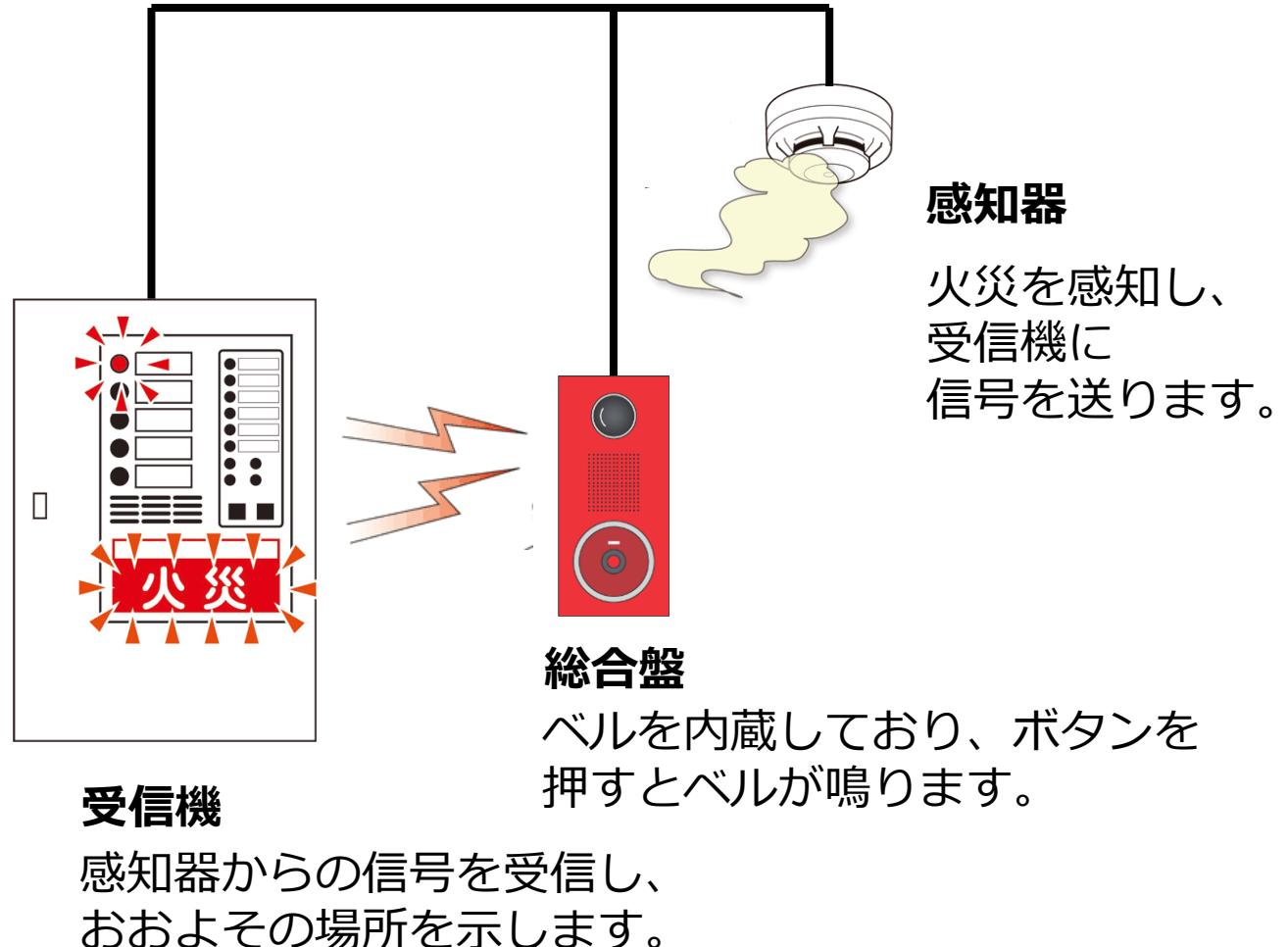


# ①火災の覚知

火災は「目視」か  
「自動火災報知設備」等の  
発報で覚知します。

自動火災報知設備とは、  
火災を感知し、建物利用者に  
自動で知らせる設備です。

自動火災報知設備の構成例

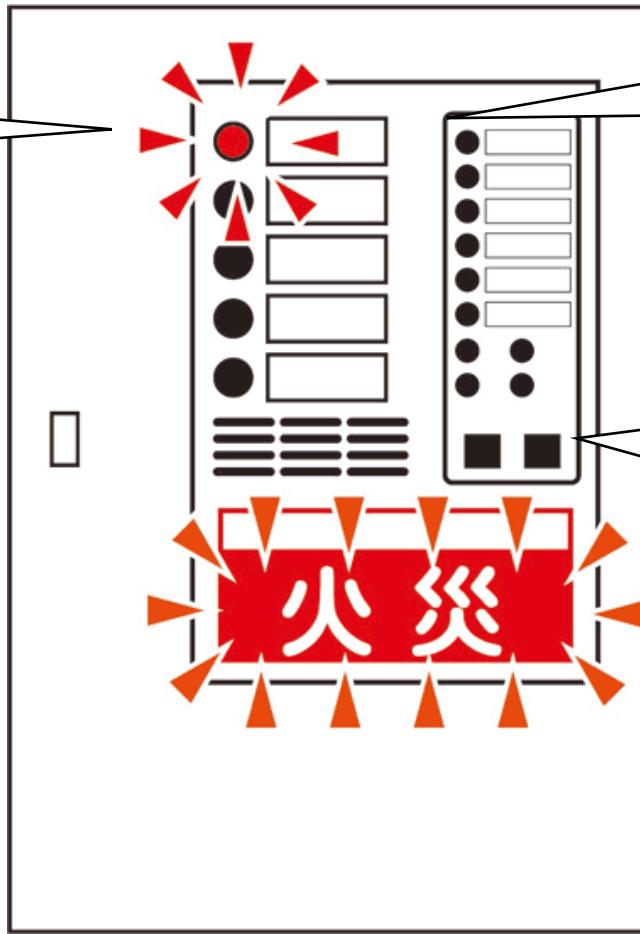
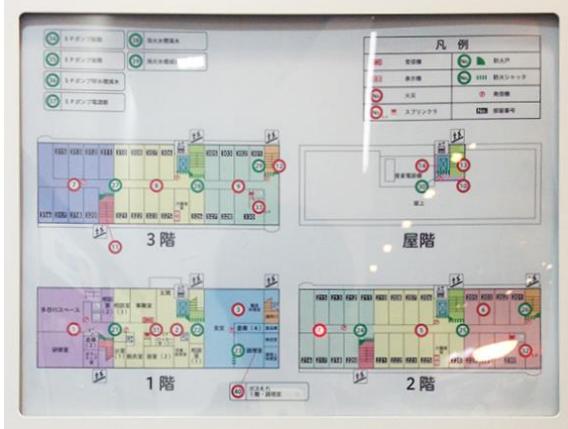


※施設の用途、規模によっては、自動火災報知設備の設置義務がないため、設置されていない場合があります。また、自動火災報知設備ではなく、「住宅用火災警報器」が設置されている場合もあります。

# ①火災の覚知（受信機の確認方法）

(1)赤いランプが点滅していることを確認します。

(3)受信機付近にある「警戒区域一覧表」を確認し、詳細な位置を確認します。



(2)ランプの横に感知した場所が記載してあるので、確認します。  
(例：1階西側階段など)

復旧

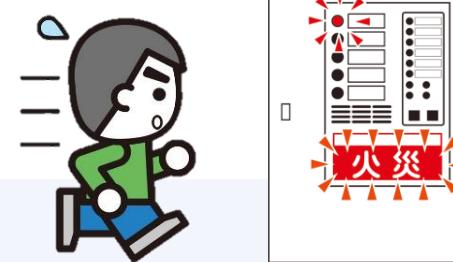
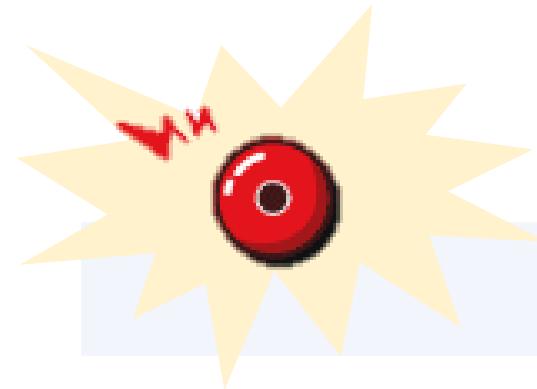
※注意

すぐに復旧ボタンを押してはいけません！！  
復旧ボタンは、いわゆるリセットボタンです。  
押してしまうと、どの感知器が感知したかが  
わからなくなってしまいます。  
音がうるさくても、現場確認が終わるまでは、  
押さないでください。

# ①火災の覚知（自動火災報知設備による覚知）

(1)感知器が感知すると、ベルが鳴動します。

感知器は種類によって感知方法が異なり、  
主に煙や熱を感知します。



(3)受信機で確認した場所に向かいます。

すぐに次の行動に移れるよう、消火器や  
携帯電話を持っていきましょう。



(2)受信機を確認します。  
受信機で感知した場所を  
確認します。

(4)現場を確認します。  
火災の事実がない場合は、どの感知器が  
感知したかを確認し、原因を探ります。

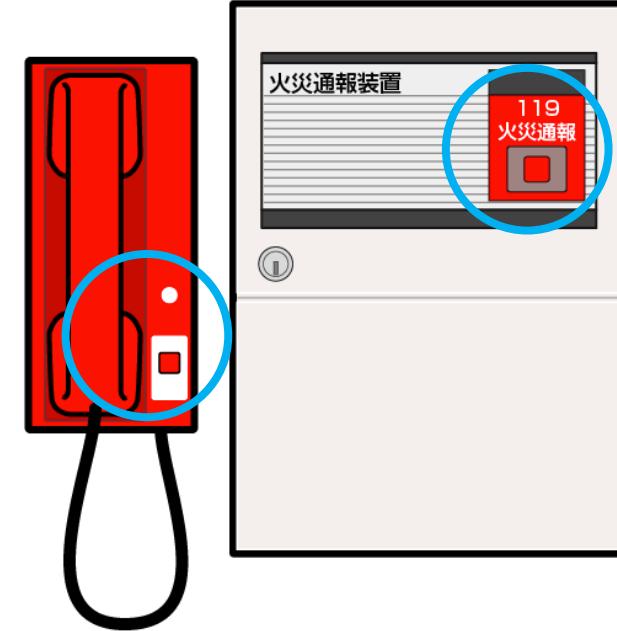
※受信機の場所がわからないと、感知場所がわかりません。職員全員で受信機の位置を把握しておきましょう。

## ②通報

通報は「電話」か「火災通報装置」で行います。

火災通報装置とは、ボタンを押す、又は自動火災報知設備が感知することにより、あらかじめ登録した音声データを119番通報として消防機関へ送る設備です。

自動通報する内容は「施設名」、「住所」、「電話番号」等です。

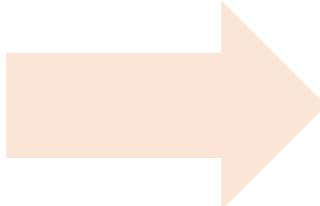


どちらかのボタンを押すと自動的に消防機関へ119番通報をします。

※施設の用途、規模によっては設置されていない場合があります。

## ②通報（電話による通報）

### (1)電話で通報するパターン



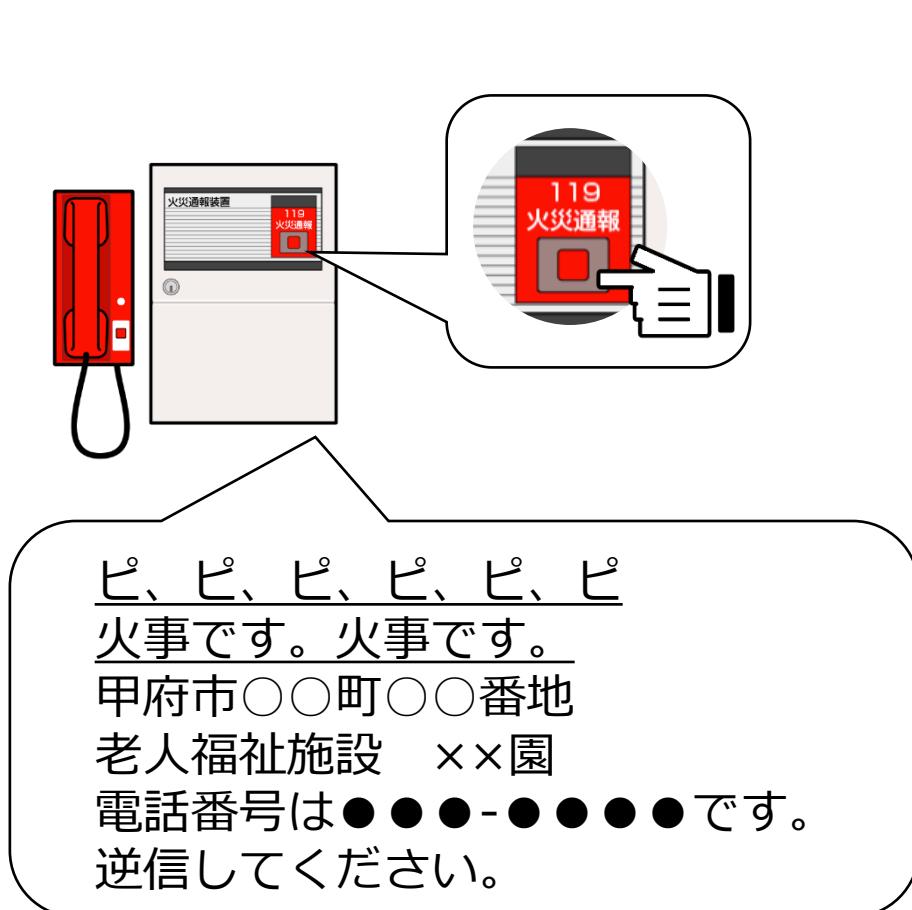
通報

火事です。  
甲府市○○町○○番地にある  
老人福祉施設 ××園です。  
1階厨房から火が出ています。  
消防車をお願いします。

※火災発生時は、気が動転してしまい、  
ほとんどの方がうまく通報できません。  
災害発生時に備え、あらかじめ必要な情報を、  
電話の付近にまとめておきましょう。

## ②通報（火災通報装置のボタンによる通報）

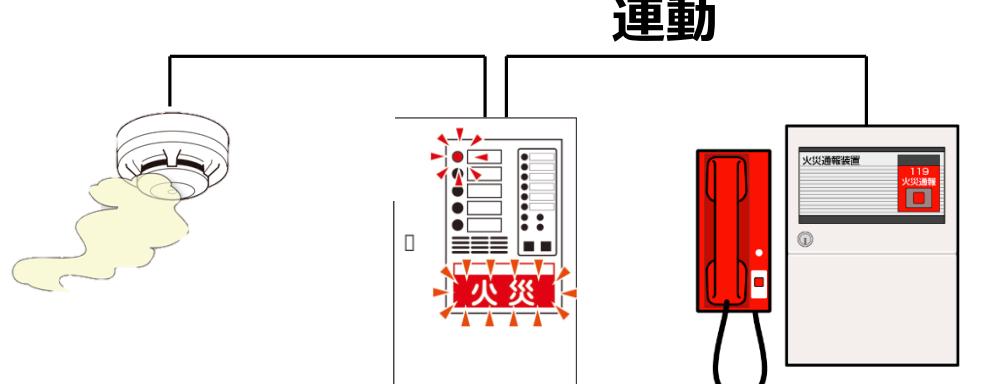
(2)火災通報装置のボタンを押して通報するパターン



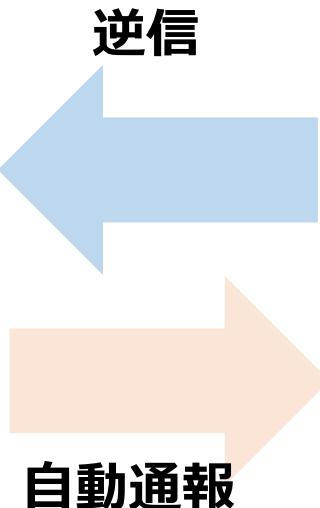
※自動通報があると、内容を確認するため、消防は折り返しの連絡をします。  
連絡が来たら、赤い受話器を取り、  
内容を説明してください。  
受話器を取らないと火災発生とみなし、  
消防車が出動します。

## ②通報（自動火災報知設備の感知による通報）

(3)自動火災報知設備が感知して通報するパターン



ピン、ポン、ピン、ポン  
自動火災報知設備が作動しました。  
甲府市○○町○○番地  
老人福祉施設 ××園  
電話番号は●●●-●●●●です。  
逆信してください。

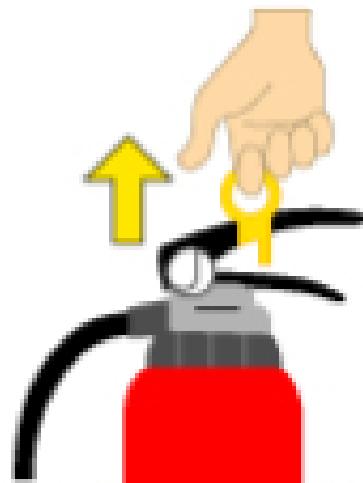


※自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合は、ボタンを押さなくても消防本部へ通報されます。この場合も、折り返しの連絡をします。受話器を取らないと火災発生とみなし、消防車が出動します。

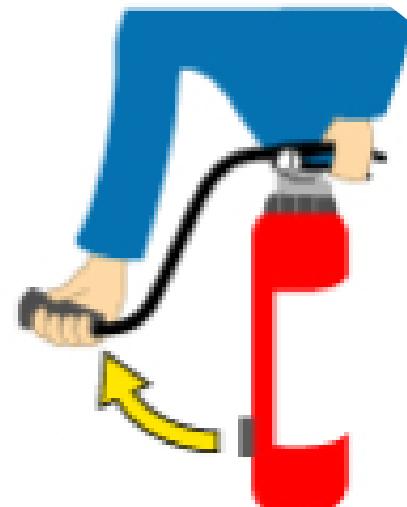
### ③初期消火

初期消火は消火器が有効です。

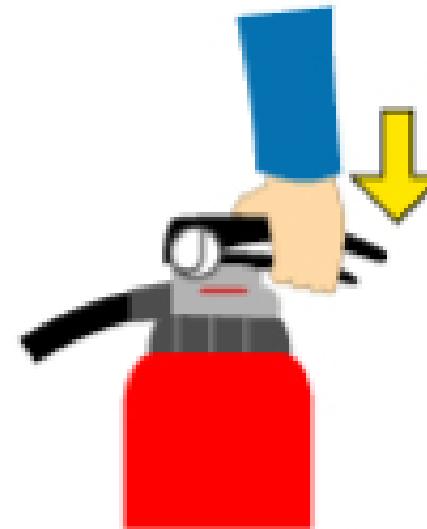
職員全員が位置を把握し、取り扱えるよう訓練をしましょう。



(1)安全ピンを抜く



(2)ホースを外して  
火元に向ける



(3)レバーを握る

## ④避難誘導

火災発生時はいち早く「屋外」へ避難します。

総務省消防庁では、自力で避難することが困難な者が利用する施設において、すぐに屋外へ避難できない場合は、「一時退避場所」への水平避難を推奨しています。



※水平避難が有効となる施設には条件があります。詳しくはマニュアルをご覧ください。

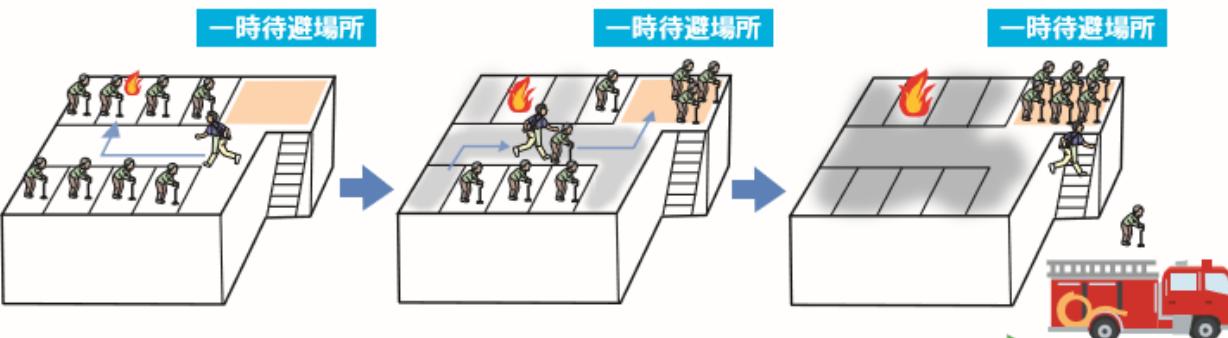
出典：自力避難困難な者が利用する施設における一時退避場所への水平避難訓練マニュアル

URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/manual.pdf>

## ④避難誘導（水平避難）

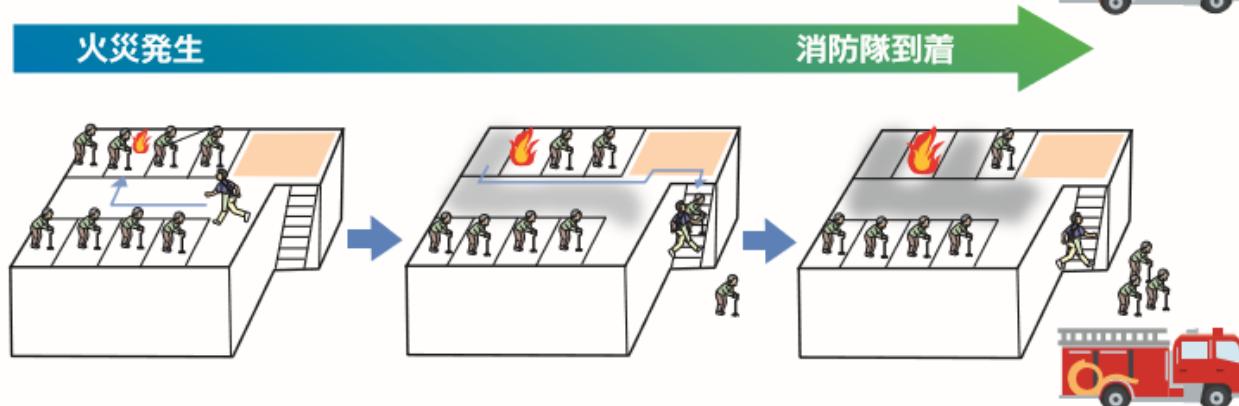
水平避難とは、小規模な社会福祉施設等において、火災が発生した場合、限られた人員や時間の中で、円滑に避難誘導等を行うための方法です。

水平避難



全ての入所者を一旦「一時退避場所」へ避難させることで、限られた職員でも短時間で効率よく避難させることができます。

従来の避難



入所者1人を都度屋外まで避難させるため、限られた職員では時間がかかり、逃げ遅れができる危険があります。

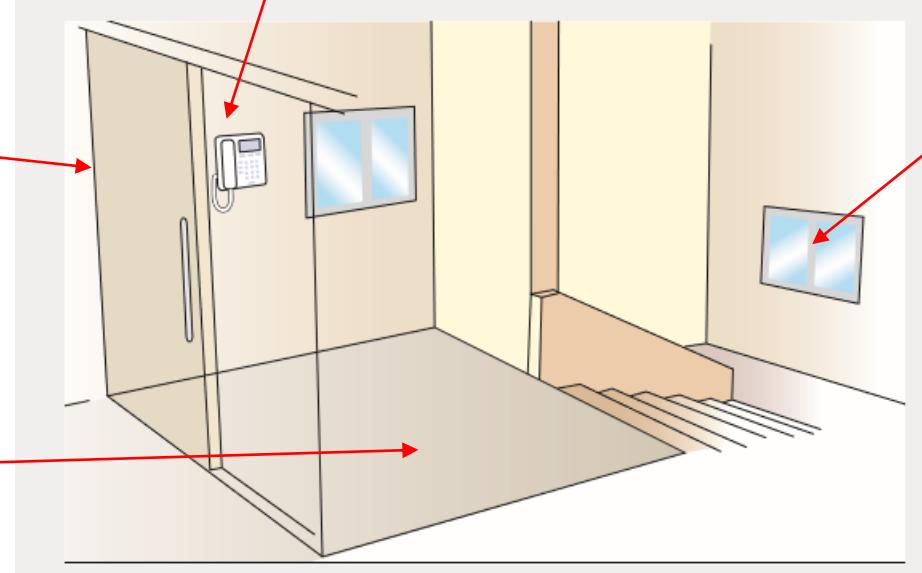
## ④避難誘導（一時退避場所）

一時退避場所は、避難させやすく、  
一定時間安全である場所に設定します。

※一時退避場所の例

退避場所と廊下の間に  
「戸」が設置してある。  
(出火室からの煙の流入を  
防ぐため)

その階の利用者全員が入れる  
広さがある。



「電話」がある。（消防機関と連絡するため）

屋外に面した幅、高さが50cm以上の  
「窓」等がある。  
(救助活動で使用するため)

※その他の条件は  
マニュアルを参照してください。

## ⑤安全防護

防火設備（防火戸）がある場合は、可能な限り閉めます。

防火設備を閉めれば、火災による、「熱」や「煙」を一定時間抑えることができます。



※施設によっては、自動火災報知設備と連動し、自動で閉鎖します。

## ⑥消防隊への情報提供

消防隊が到着したら、情報提供を行ってください。

- ・出火状況
- ・逃げ遅れ者の情報 等

例 ○人残っている。

○号室に住んでいる。

逃げ遅れ者は歩行困難である。



消防隊は建物に不案内です。余裕があれば、入り口で誘導してください。

火災発生時、冷静な行動が求められますが、何も備えていない状態で  
冷静な行動はできません。

冷静な行動をするためには、常に火災に備えておく必要があります。

もし自分の施設で火災が発生したら？という意識を日常的に持ち、  
火災発生時の流れをイメージしてください。

そのイメージを定期的に訓練という形で行動し、反復し、共有することで、  
いざという時に冷静な行動ができるのです。

皆様の施設の安全は、皆様の日々の備えにかかっています。

# お知らせ

NTTが提供する固定電話サービスがIP網（IP電話）に移行することに伴い、

119番通報を受ける消防本部の指令台の改修が必要となります。指令台の改修を行うと、  
次の条件全てを満たす火災通報装置に不具合が出ることが確認されています。

## 条件

- ①ナンバーディスプレイ、モdemダイヤルイン契約、  
プッシュボタン契約をしている。
- ②①の電話回線と火災通報装置が同一回線である。
- ③火災通報装置が特定の型式に該当している。

## 対応策

- ①ナンバーディスプレイ等の契約をやめる。
- ②①の電話回線と火災通報装置の回線を分ける。
- ③火災通報装置をIP網に対応したものに  
取り換える。

当消防本部でも指令台の改修を予定しております。（令和4年度中予定）

ご不明な点がありましたら、甲府地区消防本部査察課までお問い合わせください。